

平成21年 第7回

教育委員会定例会会議録

平成21年7月14日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2285号

平成21年第7回定例会

日 時 平成21年7月14日(火) 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	伊藤 康博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野澤 靖弘
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
指導室長	加藤 敦彦	

「書記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	常盤 茂

「議題等」

日程第1 請願

- 1 港区の教科書採択に関する請願

日程第2 審議事項

- 1 議案第30号 港区教育委員会文書管理規程の一部改正について
- 2 議案第31号 港区立学校文書管理規程の一部改正について
- 3 議案第32号 港区立小中学校仮校舎及びグラウンド建設用地の取得について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成21年第2回定例区議会の質問事項について
- 2 区立中学校合同学校説明会について
- 3 港区立港陽中学校外壁等改修工事の契約締結について
- 4 中学校情緒障害特別支援学級の開設について

- 5 芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の臨時休館について
- 6 平成21年度夏季学校プール開放について
- 7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習推進課の6月事業実績と7月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の6月行事实績と7月行事予定について
- 10 中学生海外派遣事業について
- 11 平成20年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況について
- 12 7月指導室事業予定について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、平成21年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時01分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は澤委員にお願いいたします。

第1 請願 港区の教科書採択に関する請願

○小島委員長 まず日程第1、請願です。

平成21年7月1日付で請願が1件提出されました。本日は、受理した請願、資料ナンバー1について趣旨説明の希望がございましたので、お伺いしたいと思います。

趣旨説明を受ける前に、庶務課長から報告をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま委員長からご案内がございましたとおり、7月1日付で、港区の教科書採択に関する請願が提出されました。教育委員会事務局の方で同日付で受理をさせていただいたものでございます。お手元の資料ナンバー1として、その写しを各委員の皆様にご配布してございます。よろしくをお願いいたします。

○小島委員長 それでは、平成21年7月1日付で、港区の教科書採択に関する請願が提出されました。書記に請願書を朗読させますので、よろしくをお願いいたします。

○書記

港区の教科書採択に関する請願

日頃より、港区の教育の向上発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、このたび来年度より使用される中学校教科書の採択にあたり、港区の子どもたちの健やかな成長を願う上で、以下のことによりよくご配慮をお願い申し上げます。

記

(1) 文部科学省の学習指導要領に明記された「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者」として子どもが育つ上で有害な教科書、とりわけ過去の戦争を賛美しアジア諸国との平和・友好を損なう教科書、日本国憲法の平和と民主主義の理念を尊重しない教科書を採択しないでください。多くの外国大使館があり、「平和都市」宣言の港区にふさわしい教科書の採択を期待します。

(2) 1997年以降、数度に及ぶ閣議決定の主旨（現場教職員の意見を尊重するよう教科書採択を改善する）にもとづき、教科書の採択にあたっては、直接子どもたちに授業を行い、各教科の専門家である現場教職員の意見を充分尊重してください。

以上です。

○小島委員長 それでは、請願者を代表して、桜田栄一さんから趣旨及び補足説明を受けることといたします。

それでは、請願者の方、どうぞ。

(請願者、報告席へ)

○小島委員長 それでは、請願者の方、説明をお願いいたします。

○請願者 ただいま紹介いただきました、「港 子どもと教科書を考える会」の代表を務めている桜田と申します。よろしくお願いいたします。

請願書については、今読み上げていただいたとおりでございますが、それだけだとやや説明不足という感じがありましたので、今日の持ち込みで恐縮なのですが、手書きの印刷物を用意いたしました。ご覧いただくとありがたいと思います。

○小島委員長 どうぞ座ってください。

○請願者 そうですか。では座らせていただきます。

請願の趣旨は二つあるわけですが、特に(1)に関して述べたいと思います。

実は、皆様ご承知のように、「新しい歴史教科書をつくる会」というのが二つに分かれて、しかも、今それは著作権争い等で法廷ざたになっているそうです。ほとんど同じ二つの歴史教科書が発行されていますけれども、内容は、今申し上げたようにほとんど同じで、どちらも港区の中学生には適さないと考えております。

その理由としていくつかありますけれども、過去の戦争との向き合い方というのを見てみますと、戦前の教科書ではないかと思うほど軍国主義的な傾向がかなり強い。例を挙げれば、例えば楠木正成の美化ということで銅像の写真をかなり大きく出しているとか、赤穂事件に紙面を割いて忠義についての強調がある。それから、明治維新のときも武士階級というのが非常に犠牲的精神を發揮したと述べて、そのあたりでも、要するに武士の魂というのですか、それへの過大評価があります。でも、それについて言えば、当時、士族——その後、武士から士族に変わったわけですが、徴兵制度への不満というものが出てきて、それが結局、征韓論となり、結局は、西南戦争などで士族の反乱というものがあって、したがって、武士階級が皆、犠牲的な精神で臨んだのではないということが史実から見ても明らかなのではないかと考えております。

それから、次ですが、アジア軽視、特に中国、韓国に対しての軽視の傾向が見られておりまして、非常に小さい字でコピーしたものをそこにつけてありますけれども、これは実は、教科書の本文の印刷と全く同じものなのです。後で述べたいと思いますけれども、活字が非常に小さい。しかも、今コピーしたところにはちょうどルビがないのですけれども、これにルビをつけるものですから、非常に読みにくいものになっていて、目が悪い子どもたちにとっては脅威ではないかと思っております。とにかく、アジアを軽視しているということで、1982年に政府が掲げた教科書採択に当たって配慮すべき事項として近隣諸国条項というのがありますけれども、それを尊重していないのではないかと考えております。

さらに申し上げますと、戦争の実態無視ということで、ほかの教科書ではそういうことは余りないのでございますけれども、この「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書では、主題に基づく記述というのがかなりあって、そこに例を引きましたけれども、例えば「よく戦った」というような表現があっ

て、「よく戦った」というのは客観的な根拠がないわけなのですね。そういう表現がしばしば出てきます。

それから、現在港区で使用しているものと比べて、日本の加害者としての立場、被害者としての立場についての、例えば原爆とか東京大空襲とか、そういうものの記述が今港区で使用しているものに比べても極端に少ない。その一方では、例えば戦艦大和には丸々1ページを割いているというようなことがあります。

あと、東京裁判を否定したりしているというのも、実は日本国が東京裁判を受け入れた上で戦後というものが成り立っているわけなので、これを否定してしまうとどういうことになるのかというあたりも疑問を感じます。

済みません、時間がないので次へ行きますが、請願の(1)に関して、一つは、アジア諸国との友好ということを考え、もう一つは、日本国憲法の理念というものについても請願の中で述べているのですけれども、日本国憲法の平和と民主主義の理念について言えば、憲法9条をもとに、日本国憲法への敵意がかなり強い。それも、そこに実物をコピーいたしましたけれども、例えば「約1週間でみずから作成した憲法草案」という表現ですね。非常にばたばたとつくったという感じを与えようとしています。それから、「やむを得ずこれを受け入れた」という言い方。さらに、囲み記事の下の方に、「憲法9条は国家としての主体性を否定する」と。そういったようなことを述べていて、日本国憲法というものをかなり否定的に見ているという感じがいたします。

それから、国際社会における日本の役割についても、日本が湾岸戦争のときにかなり財政援助したわけですが、「国際社会はそれを評価しなかった」というような切り捨て方をしている。でも、そもそも国際社会というのは何なのかとか、「評価しなかった」という記述の真意は何なのだろうかというあたりが気になるところです。

(2)について言えば、これはここに述べたとおりなので、教科書採択については閣議決定の趣旨を生かしていただきたいということです。実は、今日お持ちした資料の最後につけ足しとして書いたのは、今私たちが問題にしている教科書の体裁上の問題ですけれども、活字が非常に小さくてよみづらい。目の弱い子などは困ると思います。これ、実際の大きさです。港区で使用している現行の教科書と比べてみれば一目瞭然だと思います。すぐ下に置いてあります。

信じられないかもしれないけれども、実は、1行の字の数はこれで同じなのです。私も数えてみましたけれども、驚きました。現行の港区の教科書ではルビでも読めますよね。ところが、今度新規参入した教科書はルビが非常に小さくて目の悪い子は困ってしまう。あと、これも一読すればわかるのですが、写真が不鮮明で見にくいのですね。とても暗い。それから、写真の重複が目立っていて、例を挙げましたけれども、そこにたくさんあります。

ということで、現在港区で使用している教科書が大変いいとまでは私も評価しませんけれども、一部、抑制がとれた記述になっていてバランスがとれているのではないかと。それに対して、今回私どもがちょっと疑念を抱いた教科書というのは、このような問題点を持っているので、採択に当たって考慮していただきたいというのが請願の趣旨でございます。

お聞きいただいております。

○小島委員長 請願の趣旨はよくわかりました。

それでは、説明が終わりましたので、請願者の方に内容確認等の質問がありましたら、お願いします。

まず、私から。「港 子どもと教科書を考える会」というのはどのような方がお集りになっていらっしゃいますか。

○請願者 私のように、港区の小学校の元教員とかが何名か仲間に加わって、それから、名前は出しませんが、現職の教員も賛意を示してくださっていると。それから、港区の労働団体と民主団体の方々が趣旨に賛同してくださっています。まだ、そういう方々のお名前を集めるところまでは実はいかなかったものですが、そういう方々のご賛同をいただいております。

○小島委員長 そうですか。わかりました。

何かご質問等ございますか。

○澤委員 「新しい歴史教科書をつくる会」がつくった教科書についていろいろ問題点を挙げていただいていますけれども、ちょっと個人的に思ったのは、「目立つ軍国主義的傾向」という中の一つに「楠木正成の美化」というのがありますよね。これは、今まで以上に楠木正成のやったことを強調している、そういうことですか。私はまだ不勉強ですが、美化の内容は、銅像の写真を大きくしているということ以外は何ですか。

○請願者 出しているということと、鎌倉幕府の滅亡についてかなり役割を果たしたというような感じの記述になっております。

○澤委員 私の個人的な感想では、私の子どものころは、もともと楠木正成は美化されていて、足利尊氏は悪者だと思っていたのですけれども。

○請願者 私もそのように学びました。

○澤委員 ただ、私がすごく不思議に思ったのは、最初、足利尊氏は関東が拠点で負けて、九州に行ったわけですよ。九州で軍勢を整えて、また京都に攻め上ってきたというわけです。何で関東出身の敗れた者が、九州で勢力を集めてと思いました。だから、逆に、悪者というわけではなく人望があったのではないかと。そのようなことをすごく疑問に感じたことはあります。

○請願者 一言言っていていいでしょうか。

九州の豪族に足利氏に心を寄せる者がいたから。

○澤委員 そうですね。だから、それだけ彼の言っていたことは当時は評価されていて、私などは、年齢を重ねるまで、足利尊氏は悪者みたいなイメージがありましたね。

○請願者 それは南北朝につながる歴史があるから。

○澤委員 歴史というのは何が正しいのかということは、実は素人ではなかなか簡単にはわからない。いろいろ掘り返してみると、実は全然違ったイメージというのが出てくる。小説家もいろいろと書いています。

○小島委員長 歴史というのは評価は確かに難しいものがありますね。ただ、我々が考えなくては

いけないのは、港区の子どもたちにどのような歴史的な素養、教養を用意するか、その中身をどのように考えるのかですね。

○澤委員 国際社会に出たときに、バランスのいい教養を持っているような、そういう教育を、公的な教育では目指さなければいけない。当然、日本の伝統とか文化は大事に決まっている。けれども、同時に、国際社会に出ていったときに正しくその中で判断できるような、そういう基礎を教えてあげなければいけない。

○小島委員長 特に中学生ですから、自分の価値観というのはまだできていないわけですので、そういう子どもたちに対しては、ニュートラルというか、基本的なものとして余りかたよらないことが大事ですね。

○澤委員 かつての洗脳教育みたいな、そういう部分はちょっとね。委員長が言われたように、正しい判断をする材料を提供する。よく戦ったかどうかということはそれぞれが判断することであって。

○小島委員長 そのほか何かご質問はございますか。この程度でよろしいですか。

それでは、請願者の方、どうもありがとうございました。もとに戻られてください。

○請願者 ご清聴どうもありがとうございました。

○小島委員長 それでは、ここで教科書の採択の仕組みについて、指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、採択の仕組みについてご説明いたします。

まず、採択の権限でございますが、既にご案内のとおり、区立小中学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、法律等の定めにより教育委員会が採択することになっています。

次に、採択期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法律施行令等によりまして、同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められております。また、特別支援学級において使用する教科書につきましては、その定めにより、学校教育法附則第9条により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適切でない場合は、設置者の定めるところによりまして、毎年一般図書を使用することもできます。

次に、採択の方法でございますが、教育委員会は教科書を選定する参考資料としまして、校長会代表、保護者代表等で組織します選定研究委員会に各種目ごとの選定資料の作成を依頼しております。さらに、その選定研究委員会は、現場の教員等で組織します調査研究委員会に各教科・種目ごとに教科書の調査を依頼しております。

今回は、社会科の歴史分野で1者、新しい教科書が追加されましたので、以上のような方法で研究し、選定資料が作成されます。つまり、学校現場の教員等が研究を行い、作成された選定資料を参考にしまして、教育委員会が国の検定を経た教科書の中から各種目ごとに1者ずつ選択することになります。

以上でございます。

○小島委員長 今の説明に対してご質問がございましたらどうぞ。

○澤委員 もう一つ、桜田さんにお聞きしたいのは、今、指導室長から教科書採択のルールについて説明してもらいましたが、この（２）というのは、今のやり方に対してもっと現場の先生の意見を尊重するような仕組みにしてほしい、そういうことですか。請願の（２）番のご趣旨は。

○請願者 今のシステムについての説明を伺って、一応、現場の教職員の意見というものを尊重するような形で手続がつけられているように思いますので。

○澤委員 わかりました。ありがとうございます。

○小島委員長 では、指導室長のご説明に対して、何かご質問はございますか。

特によろしいですか。それでは、この案件はこの程度にさせていただきます。

請願者の方、請願の件は終了いたしました。ご退席いただくのであれば、ご退席いただいて結構でございます。

○請願者 せっかくの機会ですから、傍聴したいと思います。

第２ 審議事項

１ 議案第３０号 港区教育委員会文書管理規程の一部改正について

○小島委員長 それでは、続きまして、日程第２、審議事項に入ります。

議案第３０号、港区教育委員会文書管理規程の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 ただいま議案となりました港区教育委員会文書管理規程の一部改正について説明をさせていただきます。

教育委員会議案資料ナンバー１をご覧ください。資料の３枚目でございます。文書管理規程の新旧対照表でございます。上段が改正案、下段が現行でございます。今回の改正は、現行、「起案文書の回付は、すべて流れ方式によるものとする」という規定を、上段にあるとおり、「起案文書の回付は、流れ方式によるものとする。ただし、電子起案方式による起案文書の合議に係る回付については、一斉に回付する方式によることができる」という表現に改めるものがございます。付則をもちまして、「この訓令は、平成二十一年七月十五日から施行する」ということにしてございます。

この改正の意味するところを説明した資料として、恐れ入りますが、資料の最後のページをご覧ください。私どもが作成いたします意思決定を必要とする文書、いわゆる原議でございますが、これの意思決定の過程が、この資料の左側、「現在」と書いてあるところに示してあるとおり、係員が起案したものを、係長、さらに課の課長で決裁をする。その後、文書の内容によりまして複数の課等に関係する文書につきましては、その上、「合議者」という表現がございますけれども、関係する課の課長の決裁ももらう必要がございますので、そうした関係の課に順次決裁文書が回るという方式になってございます。これが流れ方式というものでございます。従来の規定ですと、「すべて流れ方式」という規定になってございましたので、どのような文書であれ、必ず他の課の合議を必要とする文書は、この段階を経なければ決裁が進まないという形になってございます。今回の改正は、この合議の部分につきまして、その右側に示してありますとおり、直接文書を作成し、第一義的な決裁権者である課長の決裁を経た後、合議先については一斉にその文書を回せるようにしようと、

同時並行的に合議先の決裁がもらえるようにしようとするものでございます。合議を経た後は、通常どおり、次長、さらに案件によっては教育長の決裁をいただく、ここは変わっておりませんが、この中間の部分につきまして、一斉に回付する方式に改めるというものでございます。このことによりまして、文書の決済にかかる時間の短縮等を図り、より効率的な事務処理につなげようというものでございます。

先ほどの新旧対照表に戻っていただいて、改正案でございます。ただし、流れ方式を否定するものではございません。依然として、原則は流れ方式にするという形にしてございます。それが改正案の文書の全体でございます。「起案文書の回付は、流れ方式によるものとする」ことを原則としつつ、ただし書きで、「合議に係る回付については、一斉に回付する方式によることができる」という規定をつけ加えるものでございます。なお、このやり方は、そこに「電子起案方式」という表現がございますが、いわゆる文書管理システム及び決裁システムを使って電子的に文書を回す場合にのみこの形式が適用されるということでございます。決裁方式は、現在のところ、システムによる電子決裁方式以外にも、従来の紙ベースでの決裁方式と並行して使える形になってございますけれども、紙方式による決裁の場合は、一斉回付というのはいけませんので、従前どおり、流れ方式によるしか手がございません。電子システムによって決裁をする案件について、合議の部分を一斉回付するというものでございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの庶務課長の説明に対して、何か質問はございますでしょうか。

○半田委員 今おっしゃいましたことで質問致します。

「電子起案方式」の「電子」というのは、メールで投函するということですか。

○庶務課長 実は、決裁システムというシステムが稼動しておりまして、イメージはメールと同じようなものなのですが、メールよりもよりセキュリティ等を高めて、しかも、決裁権限のある者だけしか参照できないような、そういった機能を追加したシステムがございまして。そのシステムを使って決済をするという形になります。

○半田委員 では、時間の短縮もメリットはありますが、デメリットとして、流出とかそういったことは防げるというか。メールという、私が今懸念していたのは、いろいろな方に流出してしまうとか、送ったつもりとか、来ていないとか、届いていないとかということがないように、そこはしっかりされた上でのやりとりということで。

○庶務課長 今ご指摘のとおり、いわゆる単純なメール方式ですと、ご指摘されたとおり、情報の漏えいであるとか、本来決裁すべきものを決裁していないといったことが、起きてしまうおそれがございます。そういうことはあってはならないことですので、先ほど申し上げました文書管理システム及び決裁システムによって、一つは情報漏えいが起きない、それから、決裁権限のある者しかその内容を見られないといったようなセキュリティを施した上で、さらに、だれがいつ、正確に申しますと、何時何分に決裁をしたかということも正確に記録をとりますので、今、委員ご指摘されたような、いわばセキュリティ等に関するそういったおそれというものはございません。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 もちろん、この趣旨は非常に結構なことなのですが、従来ですと、「学務課」とか「生涯学習推進課」とかと判こを押していたのではないですか。1枚しかないから、どこからどういう順番かはともかく、順番にいかなければいけない。今回の電子システムの場合、承認したという印は、電子署名とか、そういうことになるのですか。

○庶務課長 いわゆる電子署名方式等までは、私どもの持っている現在のシステムに組み込んではいけません。ただし、先ほど申したように、決裁権者がだれであるかという情報一つしかなく、またそれしか持っておりませんので、決裁権者でない者が勝手に決裁するということはあり得ない仕組みになってございます。

それから、決裁後の文書につきましては、文書管理システムで厳重に管理されますので、その内容等の改ざんとか、外に漏れる、そういうことがないような仕組みになってございます。

○澤委員 そうすると、そういう電子ファイルで、従来の流れ方式だったら一つの文書があつてそこに判こを押していくわけですがけれども、このシステムでは元版になる文書があつて、例えば庶務課の伊藤さんがオーケーしたら、そこにオーケーの印がつくわけですね。

○庶務課長 そのとおりでございます。システム的にきっちり、私が決裁をした場合には私がしたということが記録されます。

○澤委員 どこかの課長は反対したとか。

○庶務課長 反対すると決裁しないということになり、その先に文書が進みませんので、内容について改めて協議をして、賛成してもらえる形にしてからでないと進めないという形になります。

○小島委員長 ほかに何か。

今の一斉回付方式は非常に能率的で、紙方式のときはとれないということなのですが、一斉回付方式をあえてとらないで従前どおりにやるという場合はどのような場合なのですか。

○庶務課長 いわゆる合議先がない場合、単純なものは一斉回付する必要はありません。流れ方式になります。それから、合議方式をとる場合であっても、内容によっては、順番に積み重ねていく必要があるようなもの、現実的にあるかどうか、具体的な事例はちょっと想定できないのですが、仮にそういうものがあつたときには、従来の流れ方式によることができるという形を残しておかなければいけないということで、両方の手法が使えるような形にしてございます。これが最大のメリットを引き出すのは、特に上層部、教育委員会ですと最上位は教育長の決裁がそうなるだろうと思いますが、区長部局ですと区長ですね。こういう案件につきましては必然的に合議先が多くなります。それを1件1件、従来の流れ方式でやっていたのでは膨大な時間がかかるというような弊害もございましたので、一斉回付式を採用することによって、そういった意味では格段な効率化が図れるといった部分でございます。

○小島委員長 電子起案方式はイコール一斉回付方式で、紙起案方式といいますか、紙方式は流れ方式になるというものではないわけですか。

○庶務課長 紙の方式は、形式上、流れ方式にならざるを得ないのです。

○小島委員長 1枚の紙で？

○庶務課長 はい。関係する課長が一つのところに集まって、その中身を見て一緒にぽんとやるのが一種の一斉回付方式に似たような効果がありますが、そういうことはなかなかできませんので、必然的に流れ方式にならざるを得ません。

○小島委員長 それから、今、流れ方式と一斉回付方式の図面を見て、いろいろな重要案件については、例えばしかるべき課長さんなり次長、あるいは教育長も入って合議して決裁する、決めるというような場合も多いと思うのですが、そういうことは今回のこの流れ方式、一斉回付方式とは関係ないですか。それとも、決裁の方法として、どのような方式になるか知りませんが、そういう場合はあるのですか。

○庶務課長 物事を決める際に当たって、事前に相談をして、内容等を議論して、こういう形にしようという、そういった意味での協議といたしますか、相談といたしますか、そういうものはございます。ただ、その最終形、要するに意思を確定する過程にあつては、合議して決めるということはありません。必ず係員、係長、課長と。実は、今日は資料としてお示ししていないのですが、事案専決規程というものがございます、案件の内容の重い、軽い——「重い」「軽い」という言い方はちょっと語弊があるのですが——によっては、例えば課長決裁ですぐに実施ができるもの、次長の決裁が必要なもの、さらにより重要な案件については教育長決裁が必要なものという形で、事案専決規程の中で決裁権限が明示的に示されております。その事案専決規程に基づいて、教育長まで決裁の必要なものは、最終的にはこの流れの中で教育長まで決裁をいただくという形になります。

○小島委員長 決裁というのはそういうものなのでしょうけれども、教育委員会として大事なものを決めるというのは、教育長、次長、全課長か担当課長か、やはりある程度合議はしているわけでしょう。

○庶務課長 最終的な決裁文書を回付する前に相談、あるいは協議、合議をして、こういう内容でいこうというある程度の共通認識のもとに、では、この形でやりますという形で、最終的に確認するために決裁文書を回すという形になります。

○小島委員長 決裁文書というのは事前の合議等を踏まえたうえでの最終のものということですか。

○庶務課長 そういうことですね。

○澤委員 みんなこれでいいよというところまできちっと練り上げて、最後に決裁される方式が今回の方式になる。

○小島委員長 わかりました。

それでは、この件はこの程度でよろしいですか。

そうすると、議案第30号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、ご異議なしと認め、議案第30号については原案どおり可決ということに決定いたしました。

2 議案第31号 港区立学校文書管理規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第31号、港区立学校文書管理規程の一部改正について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議案となりました港区立学校文書管理規程の一部改正について、ご説明いたします。

内容につきましては、第30号で審議をし、ご決定いただいたものと全く同じでございます。区立学校の文書の管理等につきましては、港区立学校文書管理規程というものが定められてございまして、今回、電子起案方式による起案文書の一斉回付方式を導入するためには、先ほどの教育委員会の文書管理規程と同様、改正が必要になります。したがって、学校文書管理規程につきましても、先ほどご決定いただいたものと全く同じ形で改正をさせていただきたいというものでございます。

甚だ簡単ですが、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいま庶務課長の説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 さっきと同じなのですけれども、今、伊藤課長の話聞いてみると、これからは電子起案方式が大体メイン。だとすると、この表現は逆ではないのかという気がするのですが。

○庶務課長 実は、起案文書の決裁手順ですが、「基本的には流れ方式による」というものがやはり原則にございます。

○澤委員 そういことですか。基本的な考え方としては。

○庶務課長 はい。考え方としてはございます。

○澤委員 同時にやるというのは、あくまでも便宜的ではないのでしょうか、そういうことが可能な場合ということですか。

○庶務課長 実は、合議先というのは、その案件に対して決裁をするわけですから、決定権者の一員ではあるのですが、いってみれば従たるものです。主たるものは基本的には、先ほどの例で言えば、庶務課で作成した文書は庶務課長まで決裁を終われば、課としての決裁は終わります。そこで終わる文書もありますし、さらに、次長、教育長までいく文書もございしますが、内容がほかの課にまたがっている場合に、全くほかの課を無視して、私の一存でぼんと上げるというわけにはいきませんので、合議をして、「この内容でいいね」という確認をした上で、それで関係する課の課長の決裁をもらうという仕組みになってございます。したがって、決裁そのものは、流れ方式というのは……。

○澤委員 基本的には縦型になっていて、担当者から係長へ、そういう意味ですね。最終のところはこういう一斉回付方式をとる。わかりました。

○小島委員長 澤委員、先ほどの資料1の図面があるでしょう。この図面を見ると、「現在」と「変更後」、いずれも流れ方式というものですよね。

○澤委員 全体がですね。

○小島委員長 それで、一部分の合議先をここの学務課と指導室とか、その事案に応じて一斉流れ

方式にしているけれども、全体の決裁の流れはこの図を見れば歴然として流れ方式であって、一部分が一斉回付方式と。図を見ると、そうなっていますね。

○澤委員 確かにそうですね。基本的な流れはわかりました。

○小島委員長 よろしいですか。それでは、議案第31号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なしと認め、議案第31号については原案どおり可決することと決定いたしました。

3 議案第32号 港区立小中学校仮校舎及びグラウンド建設用地の取得について

○小島委員長 続きまして、議案第32号、港区立小中学校仮校舎及びグラウンド建設用地の取得について、学校施設計画担当課長、お願いいたします。

○学校施設計画担当課長 ただいま上程されました議案第32号、港区立小中学校仮校舎及びグラウンド建設用地の取得について、ご説明差し上げます。

お手元の教育委員会議案資料ナンバー3をご覧くださいませでしょうか。1枚めくっていただきますと、この件に関しまして、教育長から区長あての送付文となっております。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づきまして、教育財産の取得を区長に依頼するものでございます。この第2項では、教育財産の管理等について定めておりまして、地方公共団体の長は教育委員会の申し出をまって教育財産の取得を行うものとするという規定が法律にあります。この法律の規定にのっとりまして、区長部局にお願いするものです。

取得依頼をする用地は、その資料の2に書いてありますとおり、所在地は港区南麻布四丁目1-4の一部です。1枚めくっていただきますと、地図がありますのでご参照いただけますでしょうか。地図の上の方に「区立有栖川宮記念公園」と書いてありまして、その道路を挟んだ反対側でハッチをつけてある部分が今回の対象地です。面積としましては、このハッチの部分、約5,000㎡。この一部に、仮称ですが、「麻布子ども中高生プラザ」等の建設計画とあわせまして、教育委員会として、小中学校仮校舎及びグラウンド用地として取得の依頼を行うものです。

図でいきますと、このハッチの部分の下側、地図でいくと南側にありますが、「パキスタン大使館」と書いてある部分があります。このハッチの部分とパキスタン大使館の間に、現在、高陵中学校の仮校舎のグラウンドとして使用している部分があります。このハッチの部分取得後は、そちらの土地とあわせて、二つの施設、教育委員会の施設と中高生プラザの建設を行っていく、こういう計画となっております。

取得の理由ですが、中段の「理由」のところに記載してありますとおり、教育委員会では、老朽化した小中学校校舎の拡充整備のために、これまで三田三丁目、札の辻の近辺ですが、旧芝浜中学校の跡地を活用してまいりました。当地は、今年度を最後に使用できなくなります。これは、芝浦小学校との用地交換のためです。現在、三田中学校が仮校舎として使っておりますが、これが

最後となります。これがなくなってしまうと、区内の小中学校におきましては、改築時、仮校舎やグラウンドを敷地に確保しつつ、さらにそこで建設工事を行うということが非常に困難となりますので、何としても旧芝浜中学校跡地にかわる敷地を確保することが必要だと考えております。このため、今後の小中学校改築のための仮校舎及びグラウンドを用地としまして、ここに図示しました南麻布四丁目の土地の取得を区長部局にお願いするというものです。

雑駁ではありますが、説明については以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

○澤委員 趣旨は十分わかったのですが、この2番の「取得依頼用地」の表現がちょっとよくわからないのです。港区南麻布四丁目1-4の一部というのは、「1-4」というのは今ハッチした部分よりもかなり広いところを指していて、ハッチしたところはその一部という意味なのかと思うのですが、その次の「(仮称)麻布子ども中高生プラザ等建設計画地内の一部」というのはどういう意味ですか。

○学校施設計画担当課長 ちょっと紛らわしい表現で申しわけありませんでした。地番といたしましては、取得するものは、記載のと通りの四丁目1-4一筆です。全体としては一筆でございます。

「一部」とついているのは、私ども単独利用ではなくて、中高生プラザと合築をするために、全部を教育委員会がとってしまいますと中高生プラザが建たなくなってしまうので、そういう意味で「一部」という表現を使っております。

○澤委員 そういう意味ですか。

○学校施設計画担当課長 それから、敷地内の一部、また「一部」が出てくるのですが、これは予算獲得の方法が、今回は教育費ではなくて民生費の方で予算を獲得して、その中で、教育委員会が一部学校として使うという形で今年度の予算を計上している関係がありまして、どちらかということ、私どもが従という形になっておりますので、両方とも「一部」という名前を使っております。

○澤委員 なるほど。

○学校施設計画担当課長 民生費につきましては、まだ計画中で確認していないものですから、これも全部使うものではない。そういう表現のために、予算決めのうちに幾ばくかを使いますよと。全て「一部」、「一部」、「一部」で紛らわしいですが。

○小島委員長 そうすると、取得する土地の一部が教育用資産になるということですか。それとも、区長部局の一般資産になるのですか。

○学校施設計画担当課長 この合築についてはやっとな基本構想が始まった段階ですので、今後、分離できれば、振り分けて、教育財産という形も考えられますが、先ほども申し上げましたとおり、私どもは仮校舎という位置づけですので、どういう持ち方になるのかは区長部局と相談しながら。お借りするのか、我々の所有とするのか、相談して決めていきたいと思っています。また、内容が決まりましたら、教育委員会にご報告申し上げます。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

「一部」、「一部」と書いてあるこの図面の斜線部分は全部学校の用地になるのですか。それとも、中高生プラザと合築になる可能性もあるのですか。

○学校施設計画担当課長 区が取得したいと願っている土地がございまして、その中に私どもの仮校舎及びグラウンドと中高生プラザを計画するという内容となっております。

○小島委員長 この中で中高生プラザと一緒につくと。
なるほど、わかりました。

○澤委員 その斜線が引いてあるところが5,000㎡という、そういうことですか。

○学校施設計画担当課長 おっしゃるとおり、約5,000㎡です。

○澤委員 よくわかりました。

○小島委員長 ほかにご質問ございますか。

ここでどの程度の学校の施設というか、予定するのですか。

○学校施設計画担当課長 現在、基本計画に計上されている事業としましては、赤羽小学校、それから朝日地区の小中一貫校ですね。この辺も、建設するのは非常に厳しい状況にありますので、使う、使わないは今後のお話し合いになると思いますが、そういった学校を初めとして、今後でき上がった後10年から15年程度はここを使って合築事業を進めていきたいと考えております。

基本設計としましては、想定される中では赤羽小学校が最も大きい学校となりますので、赤羽小学校が十分入るキャパシティをお借りしたいと思っています。

○小島委員長 その点では借りたいと。

○学校施設計画担当課長 はい。

○小島委員長 わかりました。確かに、現在札の辻のところはもう使えなくなるわけだから、学校建てかえで、自校で、自分のグラウンドを使って建てかえるのは不可能ですね。緊急に用地を確保しなければいけない。

○澤委員 その都度、その都度見つけるというのはなかなか難しいでしょうね。

○小島委員長 高陵中の仮校舎のあそこはどうなってしまうのですか。

○学校施設計画担当課長 あそこは国家公務員共済組合から有償で土地をお借りしていますので、高陵中学校の建てかえが終わりましたら、あれはもう解体しまして、国家公務員共済組合の土地に戻ります。

○小島委員長 莫大なというか、一日どれだけ出ていたか、悠長に借りてられないけれども。
ほかに何かございますでしょうか。

○澤委員 ちなみに、さっき予算というお話がありましたけれども、港区の中でも非常に静かな、高級住宅地で、どのくらいの予算を見込んでいるのですか。あるいは、平米幾らぐらいとか。

○学校施設計画担当課長 相手のあることですので、このとおりにいくかどうかわかりませんが、予算の計上額といたしましては、128億1,000万円を今年度計上しております。

○澤委員 これは5,000㎡で、全体でということですか。

○学校施設計画担当課長 はい。今後、建物の解体をどちらがやるのか、それから、私どもは地方

自治体、相手側は国の独立行政法人ということですので、それなりの手続を経て、鑑定をとって、双方で値段をどのようなものかと。公共機関の決め方によって見ますので、大幅には外れないと思いますが、こっちが欲しいから安く売って、高く売ってということはございませんので、地価が変動しない限りは大体この価格で落ちつくのではと考えております。

○澤委員 港区はありがたいことに、この間も青南小学校の前にある土地を購入できて、またこれだけ土地です。もちろん、今の話ですと、128億円のうち教育委員会が負担するのはこの中の一部ということになるのですか。

○小島委員長 いや、なし。民生費から全部出るのです。

○澤委員 そうか、全部か。いずれにしても、港区の予算ですね。

○学校施設計画担当課長 用地取得としては同じでございます。

○小島委員長 本当にいいところが取得できますね。子どもたちにはますます勉強してもらわなくては。

それでは、この程度でよろしいですか。議案第32号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、ご異議なきものと認め、議案第32号については原案どおり可決することと決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 平成21年度第2回定例区議会の質問事項について

○小島委員長 続きまして、日程第3、報告事項に入りたいと思います。

まず初めに、平成21年第2回定例区議会の質問事項について、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、平成21年第2回定例会は、去る6月10日から19日まで開催されました。冒頭、各会派の議員の皆様から教育長に対して質問がございましたので、ご報告をさせていただきます。

教育関連の質問をされた議員の方々は、資料にありますとおり、7名の方々でございます。質問につきましては、資料がございますとおり、項目を掲げてございます。詳細な内容についての説明は省略をさせていただきますが、いずれも非常に重要といたしますか、大きな問題になるような質問はなかったと私どもは考えてございます。教育長から適切に答弁をさせていただいております。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの庶務課長の説明に対して、何かご質問はありますでしょうか。

この清原和幸議員の「思いやりの心を育む教育」というのは、確かに、思いやりの心をはぐくむということは、学校においていじめ、あるいは不登校等を未然に防ぐ意味からも非常に大事だと思うのですが、これはどのような内容のお話だったのでしょうか。

○次長 清原議員の質問は、清原議員の好きな論語の言葉を引用されまして、「己の欲せざるところ

人に施すことなかれ」と。自分がしたくないこと、されたくないことは、人にもさせることなく、また、させるべきでもないというような意味なのですけれども、そういうような言葉、それが思いやりの心をはぐくむ教育だろうと。そういう視点から質問をされました。

答弁ですけれども、思いやりの心をはぐくむ教育を推進するための教育環境を整備することはもとより、子どもたちが学校で学んだことから、実践する場にいる保護者や地域の方々のご協力を得て、子どもたちの健全育成に努めますという趣旨で答弁をさせていただきます。

○小島委員長 わかりました。

何か質問ございますでしょうか。

○澤委員 ちょっとよろしいですか。

この達下議員の『スクール・ニューディール』構想の補助金の活用について」というのはどういう内容ですか。

○庶務課長 これまでも当教育委員会にもご報告をさせていただいておりましたけれども、今般、国は大型の補正の中で、学校のICT、いわゆる情報通信技術を活用した教育環境の整備ですが、これの補助金をかなり多額に確保いたしました。その補助金を活用して、学校のICTの環境の整備を進めるべきだろうといった趣旨の質問でございました。

○澤委員 前の委員会のときに、液晶のテレビとか話がありました。わかりました。

○小島委員長 国からの補助金が出るという。

ほかに何か質問ございますか。

あと、七戸議員の「地区教育会議について」というのがございますね。地区教育会議についてはこれからも教育委員会としても充実させていこうということだと思っておりますが、こちら辺、どのような内容だったのですか。

○庶務課長 地区教育会議につきましては、現在、その実施方法等につきまして、各地区の総合支所、担当者レベルで調整を進めてございますが、基本的には、この秋に各地区総合支所で1回開催できればということで今調整を進めさせていただいております。ただ、ここで言う地区会議は、いわゆる本日開催されております教育委員会の会議とは別に、広く区民の皆さんと教育委員の皆さんが意見交換したり、情報共有したり、そういう形で実施ができればと考えてございます。詳細につきましては、ある程度内容が固まり次第ご報告させていただきます。

○小島委員長 はい、わかりました。

ほかに何かございますか。

○澤委員 最後の星野議員の「奨学金の改善について」の中で、「返済の免除について」ということで、要するに、給付にしたらいいのではないかということなのだろうと思いますけれども、理由は何か言われているのですか。

○庶務課長 これはこれまでもたびたび質問されている部分ではございますが、制度の仕組みとして、いわゆる給付型、要するにお金を貸すのではなくて差し上げる、それで支援するやり方と、修学している間は必要なお金は貸し付けて、卒業して就職したらその中から返すという貸し付け型が

ございます。私どもが現在設けております奨学金制度は、基本的には貸し付け型でございますが、給付型の奨学金制度にするべきではないかといった趣旨の質問でございました。これは考え方が全然異なるものですから、現在の貸し付け型を給付型に変えるということは難しいと考えてございます。給付型の奨学金制度を設けるかどうかについては、やはり慎重な検討が必要だと考えておりますので、現在のところ、私どもとしてもすぐに結論が出せるような問題ではないと考えてございます。

○小島委員長 それと関連して、奨学金の貸し付けというのはどの程度回収されているものなのですか。

○庶務課長 今、手元に資料を持ってきておりませんので。

○小島委員長 いつでも結構です。

○庶務課長 実は、それほど高い回収率というわけではございません。6割から7割ぐらいであったかと記憶してございますが、正確な数字は、また機会を改めてご報告させていただきます。

○小島委員長 今、給付型については、教育の機会均等の観点から、やはり教育というのは親の経済力に左右されないで等しく、等しくというのは能力に応じてでしょうけれども、受けられるべきだという考えから、今、かなり議論されているので、そういう質問が出てきたのかという気はいたします。

○澤委員 その理念が全然違うと思いますね。要するに、今、たまたま親が出せない。そうであったら、その分を国なり公のところが負担するのが当然ではないかという話になれば給付になる。いや、勉強したい、どうしても親には負担をかけられないから、借りてでも行きたい。その辺は考え方が全然違うような気がして、どちらをとるのかというのは区としてどう考えるのかということになる。

○小島委員長 どうとるべきかは別として、これは日本の教育にとって極めて重要な問題だと。

○澤委員 そう。ただ、私などの大学での経験で言うと、もらえるのだったらもらう。借りるのだったら嫌だという、そういう安易な方向に流れるとすると、給付というのは本当にいいのかどうかということもある。

○南條委員 二島議員の2の「学校施設と子育て支援機能の融合について」というのは、どういう具体的な話だったのでしょうか。

○庶務課長 これは、現在、地域の方々、あるいはPTAの方々と教育委員会も含めた学校関係者で構成してございます朝日地区の小中一貫の検討委員会のことが背景にございまして、そこで整備する予定の朝日地区の小中一貫校、現朝日中学校の建っている敷地と、近い将来廃止が予定されてございます朝日児童館の敷地を活用して、そこに小中一貫校を整備する予定でございます。その際に、学校機能はもちろんなのですが、それ以外に、従来、児童館が担っていた子育て支援機能といったものをそこにうまく整備ができるかできないかを含めて、今、検討をしておりますけれども、この二島議員の質問の趣旨は、そこには子育て支援機能も設けることによって、乳幼児のいらっしゃる地域の方々が学校の方に来てくれるだろうと。それが将来的に学校にも入学といたしますか、来

て学んでいただけるのではないかとといった趣旨の質問でございます。

私どもとしては、先ほどお話しさせていただきましたように、児童館の廃止に伴って、そこが担っていた機能を、朝日地区の小中一貫校の整備の過程で取り込むことができる機能は積極的に取り込みたいという前提のもとに、今、検討を進めてございますけれども、どうしても取り込めない機能が出てきた場合には、どういう手法でそれを実現するかという問題が一方にございます。そういう観点から、高輪地区総合支所及び子ども支援部とも連携を図りながら、その辺の課題を整理して、取り込めるものは最大限取り込むという形で臨んでまいりたいと考えてございます。

○南條委員 そうしますと、取り込んでいくという方向性ということでよろしいわけですか。

○庶務課長 具体的には、施設的なものとしては、いわゆる学童クラブつきの放課G O→。これは多分施設としてもあの敷地内に用意できるだけスペースはあるだろうと。ただ、それ以外の機能について、もし施設的なもの、ハード的なものが必要だといったときに、どこまで実現できるかは、我々が最優先で考えなければいけないのは小中一貫校の整備ですので、これを十分確保した上で、なおかつそういった機能をそこで整備できるのであれば、それについてはやぶさかではありませんが、その辺から若干の制約は出てくる可能性があるだろうということでございます。

それから、機能的にも、学校施設、例えばグラウンドであれ、学校の校舎等であれ、学校が使わないときに地域の方などが使っていただく分には十分、機能として提供できるのですが、そういったものを整理していく上で、あそこの中で実現できる機能、あそこではどうしても実現できない機能を明確にし、実現できない機能をどういう形で考えていくか、実現していくかということは、また別の検討をする必要がございます。

○南條委員 わかりました。

○小島委員長 キャパシティ上は、今の朝日中学校の敷地で、小中一貫の機能の建物以外に何か入れるだけの余裕があるのですか、それともぎりぎりですか。

○庶務課長 先ほどご説明させていただきましたように、いわゆる放課G O→機能、これは取り込めるであろうという想定をしております。ただ、それ以外に、例えば子育て支援機能の一環として、乳幼児の子どもさんのための相談室を設けるとか、そういったような話になってきますと、その敷地の中でそういったものを十分用意できるのかどうかというのは、ちょっと具体的な検討を進めてみないと答えが出ませんので。場合によっては、そういうものはちょっと無理ではないかという話になる可能性もあります。

○小島委員長 幼稚園、保育園が入るとするのは不可能ですね。

○庶務課長 さすがにそれは難しいかと思えます。

実は、先ほど申しました検討委員会の中の中でも、私どもが地域、PTAの皆さんに申し上げているのは、「学校」という言葉の持つ意味は三つあると説明してございます。一つは、学校教育本来の教育機能です。もう一つは、グラウンドや建物等の施設、ハードウェア。もう一つは学校の敷地です。課題、もしくは実現しなければいけない機能がどのように関連するのかということ整理した上で、実現できるかできないかを検討していく必要があるということです。

地域の人たちが学校にきて、例えば乳幼児の育児相談をしたいときに、教員にその相談をしても、それは申しわけないけれども、その機能は果たせません。もしそういう相談機能が必要であれば、そういった相談に対応できる人を別途用意して、その人が対応するといったような形で、機能によって整理をしていかないと、話が混乱しますということは説明をさせていただいております。

○小島委員長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

それでは、この点についてはこの程度にします。

2 区立中学校合同学校説明会について

○小島委員長 続きまして、区立中学校合同学校説明会について、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。区立中学校合同学校説明会について、ご説明いたします。

7月4日土曜日に、区役所の9階で中学校の合同説明会を開催いたしました。その参加人数についてのご報告でございます。4の「参加者数」の一番右下の欄をご覧くださいと思います。265名という数字になってございます。当日は、開始時間の14時間際になりまして結構たくさんの方が来られたという状況もありまして、受付がちょっと漏れてしまったということもありますけれども、小学校5、6年生を中心に多数の参加がございました。ここ2、3年で参加者が300名近い数字で安定してきましたので、この説明会も定着してきたのではないかと印象でございます。

また、このほかに、数は把握してございませんが、幼稚園、小学校の先生方も多数参加されております。

簡単ですけども、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○南條委員 中学校の教員参加ということは、説明のための先生ですか。それとも……。

○学務課長 中学校の先生は、それぞれの全ての中学校を説明しますので、学校の先生がいらっしやって説明しております。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○南條委員 質問というよりも……。

確かに、ありがたいことに、学務課長が言われているように、今のお話ですと、小学校の先生も結構来ていただいているのですよね。

○学務課長 はい。

○南條委員 そういう意味では、全体では300名を超えるような人数が参加していただいて、合同説明会も、課長が言われているように、いい意味で定着してきていると。

○小島委員長 学校選択希望制を実施してから、このような説明会を開いたのは非常にいいことですし、これが定着してきたことも非常に結構なことですね。これが区立中学校への進学率に結びついてくれればと。徐々に進学率はふえていますね。

○学務課長 区立小学校から区立中学校への進学率については、今年度も50%を超えた数字になっていますので、徐々にふえてきているところがございます。また、来年度も新しい校舎ができるということもありますので、さらにふえることを期待したいと思います。

○澤委員 今年残念ながら参加できなかったのですが、去年まで参加させていただいた印象ですと、各中学校も随分気合いを入れてやっていただいて、その熱意をひしひしと感ずるところがあって、いい雰囲気だったとは思っていました。

○半田委員 この「その他」というのは、5年生でも6年生でもない、ほかの学年のお子さんということでしょうか。

○学務課長 そういうことでございます。

○半田委員 私も澤委員と同じで、毎年活発に行われているという印象があるのですが、今年はいかがでしたでしょうか。部活のPRとか、パンフレットがすごく立派で、各学校が工夫して、うちの学校自慢みたいな感じになっているのですが、今年はどうのような印象だったか、教えてください。

○学務課長 式の進行ですけれども、まず、教育長の方から、全体的な中学校の教育の取り組みについてパワーポイントを使って写真入りで説明をしていただきました。その後、私の方から、簡単ですけれども、学校選択希望制の概要について、説明をさせていただきました。その後、各中学校から、1校当たり8分の持ち時間なのですけれども、説明をしていただきまして、時間オーバーするところもかなりあって、終わった時間が30分ばかりおそくなってしまったのですが、その学校の一番PRをしたいところを中心に、熱のこもった説明をしていただきました。

○教育長 学務課長は初めてですから本当に素直な感想だったかと。学校ってこんなに頑張っているのかと思ったということです。

○学務課長 最初、先生も1人、2人で説明されるのかと思ったのですが、少ないところでも5人の先生、校長先生を初め、出ていただいて、全員がしゃべるような構成でどこの学校もやっていたので、その取り組みを強く感じました。

○教育長 プレゼンテーションが大変上手になりましたね。それから、相手にPRをするということは、みずからが自分の学校のよさを把握しなければPRはできませんから、自分の学校の教育の中身についてしっかりとらえて、そしてその中で最もPRしたいこと、あるいはさらに伸ばしたいこと、そういったことをお話し申し上げるということは、みずからを知るという意味でも大事なことはないかと。そういう意味で、中学校教育、あるいは先生方の質というのが高まっていく、こういう合同説明会になっているのではないかと思います。

○南條委員 親の気持ちとして、当然、高校進学率に対しての意見というのがこういう場所に出てくるのですか。不文律で、例えば何々中学校は一流高校が何名だとか、そういう話はもちろんないとは思いますが、親としては、そういう部分が知りたいところだとは思っています。そこら辺は空気としてはあるのですか。

○学務課長 それぞれの学校紹介をする一冊のパンフレットになっていますけれども、学校によってですが、進学先の学校、それから人数を書いている学校もありますので、そういうところは参考

にされていると思います。載っていないところもあるのですが、そういったところも調べようによっては調べられますので、その辺は大丈夫かと思うのですが、この説明会の中での質問というのはございませんでした。

○教育長 それに関連して。

私の説明の中でも、区立中学校は進路指導の中の進学指導を徹底してやります。そして、伸ばしています。小学校から中学校1年生に入ったときよりも、出る際の学力は必ず向上していると。1人ひとりしっかりやっていると。だから、進学指導も大丈夫だということは最後にお話し申し上げました。

○澤委員 南條委員が言われているように、保護者、もちろん、子どもたちもそうなのでしょうけれども、そこが非常に関心のある一つですので、そこに何も触れないということはできない。今、教育長が自信を持って「公立に来てください」と言っている裏付けですね。

○教育長 「私立に負けるものは何ありません」と。

○南條委員 確かに学力は上がっていますからね。今までこういうことは公立にはなかったことですからね。

○小島委員長 それでは、この件につきましては、まだいろいろとご意見はあると思いますが、この程度にします。

3 港区立港陽中学校外壁等改修工事の契約締結について

○小島委員長 続きまして、港区立港陽中学校外壁等改修工事の契約締結について、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー4をご覧くださいと思います。港区立港陽中学校外壁等改修工事について、説明いたします。

このご報告は、地方自治法の規定によりますと、工事請負契約の予定金額が1億5,000万円に満たないので、議案にはなりませんけれども、9,000万円から1億5,000万円は区民文教常任委員会及び総務常任委員会で報告することになっております。本件は、契約金額が9,000万円以下になりますけれども、契約予定金額がこちらの方に該当しておりますので、区民文教常任委員会及び総務常任委員会で報告されますので、教育委員会にも事前に報告するものでございます。

工事概要についてですけれども、にじのはし幼稚園、港陽小学校、港陽中学校は平成8年4月に開校しておりますが、13年が経過しまして、外壁等に欠陥が認められるためにひびなどの改修工事や塗装などの改修工事を行う予定です。

実際に工事が始まりますのは、7月18日、夏休みに入ってからを予定してございます。工期は、平成21年10月30日まででございます。工事は夏休み終了後も続きますけれども、学校運営に支障が出ないように工夫をして工事を行ってまいりたいと考えているところです。

契約金額及び契約の相手方は、記載のとおりでございます。1枚おめくりいただきますと、現場

の案内図等になってございます。もう1枚おめくりいただきますと、こちらは立面図になってございます。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

今の9,000万円以下ですけれども、「何々で報告いたします」という「何々で」というのがよくわからなかったのですが、何なのでしょう。

○学務課長 契約予定金額が9,000万円以上で、入札をした結果、9,000万円を切る金額で契約金額になったのですが、予定金額が9,000万円を超えるので、常任委員会で報告することになってございます。

○小島委員長 何かご質問ございますか。

○南條委員 色はどういう色を使うのですか。

○学務課長 色については、ちょっと見にくくて申しわけございません。海があるので、青を基調にした線を入れる。これは、幼・小・中、共通した色ですけれども、そのほか、幼稚園は今スクールカラーは黄色、小学校は赤、中学校は緑ですので、幼・小・中、それぞれわかるような形で色をつける予定です。部分的に色がつく部分が少ないのではないかという印象をお持ちかと思いますが、都の景観の基準の関係で、色がつくのはここまでという基準がございますので、こういう形になってございます。

○小島委員長 ほかにございますか。

○半田委員 素人の考えなのですが、海風というか、海に近いので、塗るものとかに工夫とかはされていらっしゃるのでしょうか。ペンキに潮風、太陽とか見えないもので、劣化をさせないとか、そういった工夫があれば教えてください。

○学校施設計画担当課長 この港陽中は、両側に海がありまして、どちらから風が吹いても塩分の影響を受けます。内陸では、今やっています芝浦小学校のあたりまで海風の影響が出ているとなっていますので、ナトリウムといいますか、そういったものに対する耐性のある塗料を選択するようにはなっております。

○半田委員 安全性とかも大丈夫ですか。

○学校施設計画担当課長 安全性というよりも、耐久性の方に影響が出てしまうので、できるだけ長持ちすることと、中のコンクリートの方に塩分が入っていかないような塗料を選んで、なおかつ、先ほどの色気がよく、乗りのいいというものを選定して対応して選んでいこうと思います。

○小島委員長 それでは、この件はよろしいですか。

4 中学校情緒障害特別支援学級の開設について

○小島委員長 続きまして、中学校情緒障害特別支援学級の開設について、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー5をご覧ください。資料に沿ってご説明をいたします。

中学校における情緒障害特別支援学級の開設について、ご説明をいたします。来年度、平成22年4月1日から赤坂中学校に情緒障害学級の固定学級をつくるということで、この間、調整を進めてまいりましたが、正式にこのような形で進めさせていただきたいということのご報告になります。概要については、今申し上げたとおりです。1の(4)「対象となる生徒」ですけれども、いわゆる知的障害ではなくて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の発達障害、情緒障害のある生徒さんになります。

2の「学級運営について」ですけれども、学級編制基準は1学級8名になります。(2)「教員体制」、これはあくまで予定ですけれども、生徒さん3名以上の場合、教諭2名、講師1名、専門アドバイザー1名、介助員は生徒の状況に応じて配置していくということでございます。

3の「入級について」ですが、保護者からの申請を受けて就学相談を行います。また、相談を受けた形で就学支援委員会に諮り、医師、教育者、臨床心理士等、専門職からの所見を参考に教育委員会が決定するという流れになっております。予定ですと、10月以降、大体月1回ペースで就学支援委員会を開く予定でおります。

「その他」についてです。使用する教室及び改修期間ですけれども、1階にある技術科室、準備室を改修して、特別支援教室にいたします。工事予定は7月18日、夏休みに入ってから9月末までを予定してございます。

先ほど2の(2)で専門アドバイザーと申し上げましたが、この専門アドバイザーとして、帝京大学教育学部の吉田昌義教授にお願いしてございます。吉田教授は、目黒区に目黒中央中学校という情緒障害学級の先駆的な学校ですけれども、こちらの方に開設当時から携わっておられまして、今現在も学級運営に携わっておられる先生でございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 質問というよりも、たまたま地域にいる者として、前川畑次長、安部学務課長を初め、今回、現次長、課長が一生懸命ご尽力いただいて、これを正式に発足できたということはよかったです。それで、非常に重要な、生徒さん個々に対応した教育の一環として、情緒障害を持たれている生徒さんに教育をするという体制は、こうやって見ると、随分手厚い体制なのですね。仮に3名しかいなかったとしても、先生が2名、講師が1名、これだけ国もそういう障害を持たれたお子さんを早くいい方向に持っていくようにという大きな方針があるのでしょうかけれども、これが港区として順調に育ってもらいたいという気持ちがあります。

○小島委員長 はい、わかりました。というような話、円満に進んだのでしょうか。

○澤委員 いろいろありました。今、思ったのは、目黒中央は多分地元の保護者等も見学に行っているのですね。ですから、そこを手がけたこの帝京大学の先生がまたこの開設準備にかかわっていただくということは、すごくありがたいことだと思います。

○小島委員長 ほかに何かご質問は。

○南條委員 ちなみに、入級予定者というのは予測があるのですか、予定は。

○学務課長 大体の目安はついてございますが、この夏休みを利用して、全ての小中学校を訪問しまして、生徒さんの状況を聞いてまいります。

○小島委員長 中学1年生だけなのですか。それとも、2年、3年も来年の4月から入れることになるのですか。

○学務課長 中学1年から3年生までが対象となります。

○小島委員長 この学級設置についてはいろいろ経過もあったと思うのですが、せっかくできたので、これがうまくいくように、今後も学務課、あるいは指導室の方でいろいろご指導、ご配慮いただければと思います。

○澤委員 指導室長にも中身をよろしく指導のほどを。

○指導室長 来年度の開設に向けて、生徒が3名以上いれば教員が2名ということですが、中学生ですので、教科ごとになりますので、可能な限り通常学級との交流に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○小島委員長 わかりました。

それでは、この程度でよろしいですか。

5 芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の臨時休館について

○小島委員長 続きまして、芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の臨時休館について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー6をご覧ください。アクアフィールドの臨時休館についてお知らせをいたします。

こちらが条例、条例施行規則、それから運営要綱におきまして、開設期間中に一日整理日を設けるという形になってございます。そして、その日が今年平成21年8月3日、月曜日に決まりましたので、お知らせをするものでございます。

プールの中間清掃をするために一日休館いたします。

利用者への周知方法につきましては、(1)から(4)のとおり、「広報みなと」「キスポーツ」でお知らせをしていくものでございます。

以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

これは毎年一日やっているということですよ。よろしいですか。

6 平成21年度夏季学校プール開放について

○小島委員長 続きまして、平成21年度夏季学校プール開放について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー7をご覧ください。毎年、夏休みの期間中、小学校

のプールをおおむね連続した3日間開放していただいております。今年度は工事等がございまして、調査をした結果、この5校で開放することに決まりました。利用料金は無料で、利用対象者は区内小・中学生とその保護者でございます。

周知につきましては、ここに記載してございませんが、「広報みなと」「ミナトマンスリー」「ひろば」、それからチラシを全小・中学校へ今週中に配布するとともに、区内の掲示板にポスターを掲出いたします。

以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

実施する学校が例年より若干少なくなったような気がするのですが、そういうことはございませんか。

○生涯課長推進課長 例年、多いときで9校、少ないときで7校、昨年が5校でございました。今年は夏休みの学校施設工事が何校かで実施されますので、いつも開設しているところが開設できないということで少なくなっております。

○小島委員長 わかりました。

ほかに何かご質問ございますか。

去年、教育長の方から、なるべく同じ日にやらないようご指摘があったと思いますが、3校同じ日なのですけれども、先ほどのお話ですと、やむを得ない事情があるのだという気はいたします。

○教育長 先ほど工事の関係で話が出ましたけれども、ここ数年、各学校の経年的な工事というか、積極的に教育委員会はやっています。例えば、校庭改修であったり、外壁であったり、そういう意味で、子どもたちの夏季講座とかプールとか、そういうことには支障ないようにするわけですが、どうしても開放という面についてはなかなか難しくなってくる学校がふえています。子どもたちの教育環境をよくするための一つですので、やむを得ないかとは思っています。

○小島委員長 はい、わかりました。

それでは、この点はこの程度でよろしいですか。

7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 続きまして、生涯学習推進課の各事業別利用状況について。この件につきましては、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料8をご覧くださいませよう願います。

生涯学習推進課長の方で、この点、何か特にご報告することはありますか。

○生涯学習推進課長 特にございません。

○小島委員長 それでは、次に移ります。

8 生涯学習推進課の6月事業実績と7月事業予定について

○小島委員長 生涯学習推進課の6月事業実績と7月事業予定について。この件につきましても資

料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料9をご覧くださいませよう、お願いいたします。

特に何かご報告することはありますか。

○生涯学習推進課長 ございません。

9 図書館・郷土資料館の6月行事実績と7月行事予定について

○小島委員長 続きまして、図書館・郷土資料館の6月行事実績と7月事業予定について。この件につきましては、資料の配布をもちまして報告といたしますので、後ほど資料10をご覧くださいませようお願いいたします。

10 中学生海外派遣事業について

○小島委員長 続きまして、中学生海外派遣事業について、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 それでは、お手元の資料ナンバー11に關しましてご報告いたします。

お手元の資料は、中学生の海外派遣事業についての中止の保護者あての通知文でございます。小中学生のオーストラリア派遣につきましては、小学校が7月20日から28日、中学校が8月17日から26日の予定で行う予定でございましたが、小学校は既に6月13日に中止決定をし、ご報告したところでございます。今回、中学校も去る7月3日に中止の決定をいたしました。お手元の資料は、その保護者あての通知文でございます。

中止の決定の観点として2点考えておりました。1点目は、オーストラリアの感染状況でございます。その通知の中にも、「7月2日現在、4500人を超え、死者も発生しております」という表記がございますが、現在の状況を申し上げますと、7月13日の昨日の正午の段階で、既にオーストラリアでの感染者は9,000人を超えております。したがって、10日間で倍になっております。中学生が行く西オーストラリア州は、360人が460人と100人程度増加している状況でございます。したがって、本区の中学生をオーストラリアに派遣した場合、向こうで感染する可能性があり、また、感染するようになりますと、派遣団が分断するようなことになってしまう。つまり、帰国できるかどうかはまだ可能性としてはわからないという状況に陥ってしまうという点が1点です。

もう1点は、たとえ派遣中に感染が明らかにならなくても、戻ってきてから、その感染の症状があらわれる可能性があります。したがって、戻ってきた後、2学期のはじめに入りますので、自校の生徒への集団感染、あるいは家族への感染というような形のおそれがあるからです。

以上2点から、やむを得ず、今回は中学生も派遣の中止という決定をいたしました。なお、小学生よりも少し延びたのは、中学生の派遣の方がさらに8月の後半で、もう少し状況がよくなればと考えておりましたけれども、一向によくならず、むしろ逆にふえている状況であるということから以上のような決定をしたところです。

なお、7月7日、このことについて保護者説明会を実施しました。

以上です。

○小島委員長 ただいまの指導室長の説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 せっかく3回目ということで、最初のはしかでという大問題がありましたけれども、無事2回終わって、いよいよ軌道に乗りつつあるところでした。こういうことで中止というのは非常に残念なのですが、特に7日の説明会の際に、保護者から意見等はなく、皆さん、「しようがないね」という、そういう印象ですが。

○指導室長 参加が36名中の11名と少なかったのですが、大体はしかたがないだろうという顔はされていましたが、中に1人、「子どもたちへも説明をしていただけたらなあ。」と感想を申している父親がおりました。私どもは、学校を通して丁寧に子どもたちへの指導をしていただく、あるいは、親ですので、保護者を通して子どもに説明をしていただく、そういう趣旨のもとに開きました。そして、子どもたちあてに手紙を同封しました。それをもって子どもたちへの説明ということをしましたけれども、保護者からはそういう感想が1つ出ておりました。

○小島委員長 ありがとうございます。

子どもたちも大いに期待して、行くと思っていたのに、まことに残念ですが、オーストラリアでこれだけ発生しているのを見ると、やむを得ないということですね。

○澤委員 将来的には、子どもたちにいろいろな意味で刺激を与える事業として継続していきたいと思えますね。

11 平成20年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況について

○小島委員長 それでは、続きまして、平成20年度港区立小・中学校いじめ、不登校の状況について、指導室長、お願いします。

○指導室長 お手元の資料ナンバー12でございます。「港区立小・中学校におけるいじめの推移」と「不登校児童・生徒の推移」です。東京都のデータと国のデータはまだですので、本区のデータのみご報告させていただきます。

まず、いじめの推移につきまして、平成20年度間、港区の件数が17件です。校数で割りますと、1校当たりの認知件数が0.89になっております。これは小学校です。中学校につきましては10件、10校ありますので認知率は1.00ということでございます。

それから、不登校児童・生徒の推移ですが、小学校は17人、児童・生徒数で割りますので、出現率が0.28、中学校は42人、出現率が2.47人になってございます。小学校の方は若干減ってございますが、昨年度の学年別の人数からしますと、中学校は若干ふえる傾向があるということが読み取れます。引き続き、いじめの方は子どもたちと直接面談をしながら聞き取っていったわけですが、不登校の方は、今後また新たな対策をとということで、今、個別のカード等を含めた対策を考えております。

以上です。

○小島委員長 ただいまの指導室長の説明に対して、何かご質問はございますでしょうか。

○教育長 指導室長、不登校児童・生徒の推移で、率の欄はパーセントですね。

○指導室長 はい、そうです。

○教育長 パーセントということでご理解いただきたい。

○澤委員 そうですね。小学校では2.28というのは人数なのかと思いますが。

○教育長 中学校では100人いるとすれば、2.47人。小学校では、0.28%で100人いたとしても0.28人というわけですから、100人で1人いないということです。

○澤委員 ということは、学年が上がるに従って、残念ながらふえていくということですね。

○小島委員長 いじめについては、教育委員会としても毎年子供達の話し合いの場（フォーラム）を設けています。学校では、日常でも折に触れて、いじめのないようにという指導はしていただいているわけですね。

○教育長 この1のいじめの推移ですけれども、小学校で、19年が30で、その前が18で、その前が1、9、0と。何で年度でこんな数字になるのかというところが最大の問題なわけです。これは学校から上がってくる数ですから、学校現場がいじめ等をどのように認識しているかということにかかってくるのですね。ですから、そのために指導室の方から教育委員会として指導をしているわけですけれども、このところ、この数がふえているというのは、よく見ているということと、それからもう一つは、個別に子どもたちにアンケート調査をとっています。子どもたち全員に対するアンケート調査をとって、それを集めて、一つ一つに対してヒアリングというか個別面接をするのです。そういうところまでやっていますので、この数字がかなり上がってきている。しかし、上がってきても、それは解決に至るような道筋の中での個別面接、こういう方法になっているわけです。ですから、人数が上がったから問題だということではなくて、しっかりと子どもたちのアンケートをとり、そして面接をして聞き取った数字だということですので、こちらの方は信頼性があると、私はそう思っていますけれども、指導室はどのように考えるのですか。

○指導室長 教育長がおっしゃるとおりの部分が、例えば小学校で言いますと、どのような形で発見されたかということですが、担任本人の面談の中で、17件のうち15件、そういうデータとして上がってきています。そのほか2件が保護者からということですので、やはり面談することによって、子どもと先生の間関係がきちっと合えば、子どもの方からそれを言うので発見することができるということを物語っているのではないかと思います。

以上です。

○半田委員 先ほど高橋教育長がおっしゃられたように、内蔵されていたそういう問題が表面化してきたからこういう数字にふえたように見えるけれどもということで、全くそのとおりだと思うのです。あったのに、認識がなかったというよりは、それがあるということが先生にも子どもが伝えてきて、親もわかって、そこからどうしたらいいかというお話が始まるわけなので、こうやって問題を発見していただくということはすごくすばらしいことだと思います。

先ほど「カードを使って」とおっしゃっていたのですが、そのカードというのは問題解決のために何か工夫されているツールということで。

○小島委員長 不登校の方。

○半田委員 いじめではなく、それは不登校の方？ そうですか。では、いじめに対しては、その問題がわかった時点で個別にお話し合いをして、どうしたらいいかということを通り出しているという方法をとられているということでしょうか。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

中学校の方の不登校は42件あって2.47ですか。これは若干ふえてきたということですか。

○指導室長 はい。具体的な数字の流れを申し上げますと、そこにあらわれていませんけれども、昨年度、平成19年度、22件の内訳が、小学校1年生から6年まで、2、2、3、0、9、6という学年内訳でございました。その小学校5年生の9人が、今年度17人のうちの6年生は8人ということですので、昨年度に比べて不登校が1人解消したということです。ただし、6年生が6人でしたのが、その全員が区立の中学校へ行っているとは限りませんので、きちっとした数字ではありませんが、6年生の段階で6人だった数値が中学校1年生の平成20年度のデータは13人と倍増しております。42人の内訳を申し上げますと、1年生が13人、2年生が15人、3年生が14人という数字になります。したがって、昨年度、平成19年度の39人の内訳は、1年生8人、2年生13人、3年生18人と、学年が上がるに従って多かったですのですが、現在は1、2、3、それぞれ同数程度になっているということからしますと、小学校6年生と中1の段階でふえてしまうということが言えますので、今後ひょっとしたらふえてくるのではないかと思います。対応策としまして、どういう状況で今子どもさんが来られない状況なのか、学校はどの程度把握し、どういう関係諸機関との連携を図っているのかということも個別のカード、人数的には60人ぐらいですので、今、1人ひとり状況把握をしているところでございます。そのための個別カードを活用します。

以上であります。

○小島委員長 いじめも不登校も一生懸命撲滅なり、少なくするために不断の努力をしなければいけないと思いますので、今後とも指導室、各学校への指導をよろしくお願いしたいと思います。

○教育長 いじめの問題も不登校の問題も、学校教育の二大課題です。これに対して、学校の先生方一人一人がどのような認識をしっかりと持っていくのか。それをどう深めて、そして教育活動に当たっていくのかということが大切だということとともに、やはり区民の皆さんにも知っていただきたいというのが非常に大きなわけです。これは親御さんも含めて、あるいは地域の方々も。

そういう意味で、指導室では先月6月26日に不登校に関する講演会を開催して、大勢の区民の皆さんや先生方に参加していただいたのですが、大変すばらしい内容の講演会だったわけです。我々教育委員会としても、そういう講演をしっかりと設定しながら、区民の皆さん、あるいは保護者、教員、それぞれの立場でこの問題についてしっかりと考えていくことが非常に大事だと思います。

その講演をされた先生は、実践者でもありますので、「今後とも港区にご指導ください」という話をしてきましたけれども、ぜひこういう方の活用を含めて、不登校というのは、いじめもそうだけれども、ゼロを目指していかなければいけない大きな課題ですので、それに向けて取り組む必要

があると考えています。

もっとPRをすることが一番大事。講演会をただやればいいということではなくて、講演会の中身をしっかりと理解して、それが学校教育、あるいは家庭教育につながっていくような取り組みが必要だと改めて感じました。

○小島委員長 教育長にまとめていただきましたので、この件についてはこの程度にいたします。

12 7月指導室事業予定について

○小島委員長 続きまして、7月指導室事業予定について。この件につきましては、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料13をご覧くださいようお願いいたします。

指導室長の方で特に何かご報告ということはありますか。

○指導室長 特にございませんが、先ほどの報告事項の不登校の子どもの宿泊体験学習が本日箱根ニコニコ高原学園へ出発して、1泊2日で行きます。真ん中の下から四つの目の「箱根宿泊体験活動」ということで箱根に行って、実際にさまざまな体験活動を通して社会性やコミュニケーションを図っていこうというねらいのもとに実施しているものでございます。参加はまだ若干少ないのですが、先ほど教育長のご意見を伺って、PRをしていかなければいけないと思っておりますけれども、小学生1名、中学生3名、保護者2名と大変少ない数字ですけれども、本日出発したところです。

以上です。

○教育長 帰ってきた際の感想がすごくいいですよ。つばさ学級の子どもたちの素晴らしい感想が聞けますので、体験をするということがどれだけ大事かということがよくわかります。ここの表題に「つばさ学級」と書いてあればすぐわかっていいけれども。

○小島委員長 参加者をふやす努力はどうするのですか。

○指導室長 不登校の未然防止という観点に立ったりということと別に、実際に今、不登校である子どもへの接近が学校もなかなかできない状況にあるということです。したがって、お手紙も一方通行的になりやすいということがあります。つばさ学級に体験入級、正式入級している児童・生徒への働きかけは十分できるのですが、そこに至らない生徒がまだ8、9倍ぐらいいますので、そこへ学校を通してどう働きかけるかということなのですが、なかなか届かない現状です。したがって、不登校も、例えば玄関先と、あるいは連絡はいくけれども、それ以上の接触ができなければ、それから一歩先に行かないということなので、非常に難しい現状はあります。

○小島委員長 わかりました。

それでは、教育長報告事項は終わりましたが、ほかに何かありますか。

○学務課長 口頭になりますが、新型インフルエンザの学校での状況についてご報告申し上げます。

7月10日付の港区のホームページでもご覧になれますけれども、内容につきましては、三光小学校に通う児童が、7月8日水曜日に新型インフルエンザということが確認されております。このため、7月9日、10日、当該児童の所属する学級を閉鎖してございますが、その後、学級閉鎖期

間中に同じクラスの児童に複数の感染者が出たというのが今のところの状況でございます。ただ、土曜日以降、新たな感染者は出ていないということから、昨日から当初の予定どおり授業を行っております。昨日も本日も、状況についての変化はないということでございます。

以上、簡単ですけれども、ご報告申し上げます。

○小島委員長 ただいまの学務課長の説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

そうすると、結局、三光で新型インフルエンザにかかった生徒は何名なのですか。

○学務課長 5名のようなのです。

○小島委員長 現時点ではそれ以上波及はしていないということですか。

○学務課長 現在のところしておりません。

○小島委員長 1学期は今週の金曜日までですので何とか乗り切っていただきたいと。

他に質問ございませんか。

本日予定した案件は全て終了しましたがけれども、他に特に何かございますでしょうか。

「閉 会」

○小島委員長 ないようですので、これをもちまして閉会といたします。次回は7月28日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

(午前11時59分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 澤 孝一郎